標準様式例6－2 （工事）

（第2回、最終） 契約変更の内容

変更契約年月日	令和8年5月13日
契約業者	(株)高橋芝園土木
契約業者の住所	茨城県古河市東牛谷318番地の1
工事の名称	R7利根川左岸斗合田築堤工事
工事場所	群馬県邑楽郡明和町斗合田地先
工事種別	一般土木工事
工事概要	築堤・護岸 Ｌ＝約６３０ｍ 河川土工 １式 盛土工 約２，５００ｍ３ 盛土工（ＩＣＴ） 約４３，３００ｍ３ 法面整形工（ＩＣＴ） 約２６，２６０ｍ２ 法覆護岸工 １式 植生工 約２８，０８０ｍ２ 付帯道路工 １式 アスファルト舗装工（ＩＣＴ）（天端舗装） 約４，９３０ｍ２ アスファルト舗装工（ＩＣＴ）（川表坂路） 約１１２ｍ２ アスファルト舗装工（ＩＣＴ）（サイクリングロード） 約５７５ｍ２ アスファルト舗装工（ＩＣＴ）（川裏坂路）約７２６ｍ２ 縁石工 １式 付帯道路施設工 １式 光ケーブル配管工 １式 構造物撤去工 １式 仮設工 １式
工期(自)	令和7年9月8日
工期(至)	令和8年5月20日

変更前の契約金額	239,250,000 円(税込み)
変更金額	+0 円(税込み)
変更後の契約金額	239,250,000 円(税込み)

変更理由	1. 河川土工 ・盛土材に使用する土砂について、土質調査の結果、築堤盛土材に適さないことが判明し、土砂採取箇所を変更する必要が生じたため、盛土工(ICT)を減工する。 ・築堤盛土材として利用する採取土について、土砂を改良する必要が生じたため、土砂改良工を追加する。 2. 付帯道路工 ・関係機関協議の結果、川裏坂路の構造を変更する必要が生じたため、アスファルト舗装工(ICT)及び縁石工を増工する。 3. 付帯道路施設工 ・車止めについて、撤去・再設置を想定していたが、撤去した際に再利用ができないことが判明し、新設する必要が生じたため、道路付属物工を増工する。 ・現地調査の結果、洪水時における階段設置箇所の洗堀防止として、平ブロック設置の必要が生じたため、階段工を増工する。 4. 構造物撤去工 ・盛土工の施工中、地中支障物が確認され、撤去する必要が生じたため、構造物取壊し工及び運搬処理工を増工する。 5. 仮設工 ・上記、河川土工の土砂改良工の追加に伴い、工事用道路工を増工する。 6. 共通仮設費 ・上記、河川土工の土砂改良工の追加に伴い、運搬費を増工する。 ・上記、河川土工の土砂採取箇所の変更に伴い、伐木除根及び木根等処分の必要が生じたため、準備費を増工する。 ・地元調整の結果、家屋調査件数の増に伴い、事業損失防止施設費を数量精査(増)する。 ・受注者との協議により、ICT施工技術の活用する内容及び数量・対象範囲が定まったため、技術管理費を増工する。 7. 工期 ・工期は、元設計とおりとする。